

京都市告示第395号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成25年 1月 8日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
伏見経19号 線	伏見区葭島矢倉町57番地の9地先から	旧	メートル 8.80	メートル 8.50
	同町57番地の4地先まで	新	8.80	8.07 ~ 9.30
桃山緯3号 線	伏見区桃山町正宗52番地の11地先から	旧	32.30	0.90
	同町52番地の9地先まで	新	32.00	0.91 ~ 5.40

(建設局土木管理部道路明示課)